

諮問第十一号

下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、別紙のとおり異議申立てがあったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第七項の規定に基づき、諮問する。

平成二十七年六月四日提出

青森市長  
鹿内博

異議申立書（下水道使用 20）

平成 27 年 3 月 24 日（火）

青森市長 鹿内 博 様

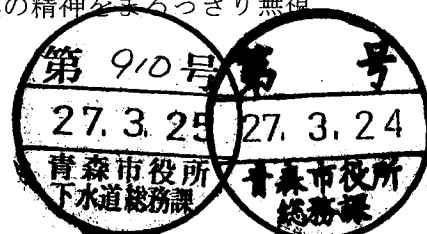
異議申立人 三国谷清一



下記のとおり異議申立てをする。

記

1. 異議申立人の住所、氏名、年齢  
住 所 青森市桜川 4 丁目 8 番 2 号  
氏 名 三国谷清一  
年 齢 6 5 歳
2. 異議申立てに係る処分  
貴職の平成 27 年 3 月 6 日付け平成 26 年度下水道使用料督促状（平成 27 年 1 月分）による処分。
3. 異議申立に係る処分があったことを知った年月日  
平成 27 年 3 月 7 日
4. 異議申立ての趣旨  
異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
5. 異議申立ての理由  
異議申立人は、平成 25 年 6 月分下水道使用料に係る督促状に対する異議申立（平成 25 年 8 月 9 日）以来一貫して、貴職に下水道使用料徴収に関して法令遵守及び法の下の平等取扱いを求めているものである。  
貴職は、青森市税外諸歳入金督促手数料及び延滞金徴収条例第 2 条第 1 項の規定により下水道使用料滞納者に対し督促状を発行し、指定納期限までに納付しない者からは延滞金の徴収を義務づけられているにも拘わらず、貴職の怠慢等による賦課漏れ等以外の通常の下水道使用料の徴収に関しては、「水道料金・下水道使用料等納入通知書（督促）」と称するものを送付し、法的に有効な督促処分には当たらない納付勧奨し、実質的には下水道使用料滞納者からの延滞金徴収を放棄し、青森市の財政を毀損している。異議申立人以外の下水道使用料滞納者には督促状を発行せず、延滞金も徴収せずに、異議申立人に対してのみ督促状を發し督促手数料及び延滞金を徴収している現状は、明らかに異議申立人に対する不平等極まりない不利益取扱いであり、違法不当である。よって、本件異議申立に係る督促処分は取り消されるべきものである。  
貴職は、平成 26 年度に青森市下水道条例改正により徴収方法を変更したが、督促手数料を徴収しないということは、滞納者に督促に要する費用を負担させるという当然の原則を踏みにじり、下水道使用料を納期限内に納付している多くの善良な下水道使用者に督促費用を負担させるというとんでもない改悪であり、許されるものではない。また、延滞金の徴収方法変更については、延滞金徴収対象者を制度的に減少させることにより、延滞金の金額の計算・徴収という市役所職員の難しい仕事量を少なくして、市役所職員を楽にさせるためのものでしかない。延滞金徴収対象者の大幅減少は延滞金徴収額の大幅な減少を招き下水道特別会計を大いに毀損させるという、公務員としては絶対にしてはいけない禁止技を連発する貴職は公営企業をまるっきり無視



している。

貴職は下水道条例を改正し督促手数料・延滞金問題は解決したと主張するであろうが、改正内容は公営企業を踏みにじる改悪であり、「異議申立人以外の下水道使用料滞納者には督促状を発行せず、延滞金も徴収していない現状」の違法性が治癒するわけではない。

6. 処分庁の教示

「この督促状に不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して30日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」との記載あり。

7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。